

証券コード：8115

2020年6月5日

株主各位

京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地

**ムンバット株式会社**

代表取締役  
会長兼社長  
執行役員 中村卓司

### 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会会場へのご来場につきましては、無理をなさらず、見合わせていただくこともご検討ください。

議決権につきましては、書面による事前行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 | 所 | 京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地<br>当本社 2階ホール<br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)<br>本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、<br>ご用意できる座席数が大幅に減少いたします。あらかじめご<br>了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。 |

#### お土産の廃止について

本年から、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきますこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項  
報告事項

- (1)第79期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員  
会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2)第79期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法  
令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<https://www.moonbat.co.jp>) に掲載しております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
  - ③ 連結計算書類の「連結注記表」
  - ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
  - ⑤ 計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監  
査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含  
まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合  
は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.moonbat.co.jp>) に掲  
載することにより、お知らせいたします。
- ◎例年、総会会場の隣の部屋にて秋冬物新作商品の一部を展示いたしておしま  
したが、本総会におきましては中止とさせていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、消費増税後の国内消費低迷並びに新型コロナウイルス感染拡大を起因とする世界的な景気減速を反映して不確実性が高まり、極めて不安定な状況となりました。個人消費の動きも急速に弱まっており、インバウンド消費・国内消費ともに勢いのない状況が継続しております。

服飾雑貨業界におきましても、消費増税後の節約志向、台風等の自然災害、暖冬等の影響により、特に冬物商材の販売は大変厳しい推移となりました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定していた催事やバーゲンセール等が相次いで中止となったことや、外出自粛にて百貨店等への来店客数が激減したこと等から、冬物商材のバーゲン販売や春夏物商材の販売シーズン立ち上がりの商戦に大きな影響が出ました。一方で、消費者ニーズの多様化による消費動向の変化を背景に、当社グループの主力販売先である百貨店の相次ぐ閉店、売場の縮小、取引形態の変更等が加速しております。マーケット環境が急速に悪化している状況に鑑み、今後の販売が困難と判断せざるを得ない滞留在庫を再評価いたしまして、たな卸資産評価損9億63百万円を売上原価として計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は95億3百万円（前年同期比18.2%減）となりました。損益面では、たな卸資産評価損9億63百万円計上いたしましたことから、連結営業損失は14億57百万円（前年同期は1億90百万円の営業利益）、連結経常損失は13億19百万円（前年同期は2億49百万円の経常利益）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は14億25百万円（前年同期は1億32百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、商品部門別の状況は次のとおりであります。

(洋傘部門)

当連結会計年度の売上高は、49億3百万円、前年同期比15.4%の減収となりました。

洋傘・レイングッズ市場は、7月を除いて販売促進につながる降雨が少なく、シーズンを通して低調な推移となりました。一方、パラソル市場は、環境省から猛暑対策としてパラソル使用が推奨されたことや、紳士パラソルが注目されたこともあり、梅雨入りまでは好調に推移いたしましたが、7月の天候不順により一気に販売が落ち込みました。春夏物商材の立ち上がり時期である2月から3月にかけては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により売場への来客数が減り、販売機会が損なわれました。洋傘部門合計の売上高は、前年同期を下回りました。なお、パラソルの紳士マーケットにつきましては、足元で急速に伸長しており、販売拡大の余地があると見込まれ、引き続き注力してまいります。

(洋品部門)

当連結会計年度の売上高は、20億8百万円、前年同期比19.0%の減収となりました。

洋品市場は、春先からのトレンドもなく、消費増税・台風等の自然災害・暖冬の影響による消費マインドの落ち込みが激しく、シーズンを通して大きく低迷いたしました。洋品部門合計の売上高は、前年同期を大きく下回りました。

(帽子部門)

当連結会計年度の売上高は、15億35百万円、前年同期比26.2%の減収となりました。

帽子市場は、梅雨入りまでは天然素材帽の販売が堅調に推移いたしましたが、7月の天候不順により盛夏物商材の販売が不振となりました。暖冬の影響により冬物商材の販売が低迷し、2月から3月にかけてはパラソルと同様、春夏物商材の販売機会が大きく損なわれました。帽子部門合計の売上高は、前年同期を下回りました。

(毛皮・宝飾品部門)

当連結会計年度の売上高は、10億55百万円、前年同期比16.4%の減収となりました。

消費増税や暖冬の影響により、高価格帯の毛皮・宝飾品マーケットは盛り上がり欠ける展開となりました。当社グループにおきましては、毛皮をトリミング使いたした人気のアイテム、毛皮小物、エコファーニーズに対応した商品、インポート商品等、幅広い品揃えにて注力いたしましたが、2月から3月に予定されていた外商催事等の中止により、毛皮・宝飾品部門合計の売上高は前年同期を下回りました。

事業区分別売上高

区 分	第78期 (2019年3月期)		第79期 (当連結会計年度) (2020年3月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
洋 傘 部 門	5,797,572	49.9	4,903,277	51.6	△894,294	△15.4
洋 品 部 門	2,481,183	21.3	2,008,894	21.1	△472,289	△19.0
帽 子 部 門	2,082,300	17.9	1,535,808	16.2	△546,492	△26.2
毛皮・宝飾品部門	1,263,243	10.9	1,055,937	11.1	△207,305	△16.4
合 計	11,624,299	100.0	9,503,917	100.0	△2,120,381	△18.2

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、18億50百万円の短期借入及び1億円の長期借入を実施いたしました。

なお、当連結会計年度末の借入金の高は21億19百万円となり、前連結会計年度末に比較して7億62百万円増加いたしました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大防止のための商業施設の臨時休業や営業時間の短縮、外出自粛による消費マインドの低下等による当社商品販売への影響、消費者ニーズの多様化による消費動向の変化を背景とした百貨店等の相次ぐ閉店、売場の縮小、取引形態の変更等、個人消費を取り巻く環境はますます厳しく、先行き不透明感が強まっております。

当社グループでは、既存の販売ルート以外のチャネルでの売上げ・収益を拡大することが急務となっており、新しい柱となる事業の構築を推進するための体制を強化しております。また、引き続き、生産拠点の変更、原材料・生産方法の見直し等によるコストダウン、並びに経費の一層の削減に努めながら、マーケットに合わせた質の高いモノづくりと販売に注力してまいります。

2期連続の暖冬や天候不順といった天候変動要因の影響や新型コロナウイルス感染症の影響等により、当社商品の販売機会が大きく損なわれたこともあり、当連結会計年度に大規模なたな卸資産評価損を計上した後におきましてもなお、在庫水準はさらに削減に向けて取り組むべき課題となっております。在庫の増加に伴って有利子負債残高も増加傾向にあるため、併せて取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第76期 (2017年3月期)	第77期 (2018年3月期)	第78期 (2019年3月期)	第79期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	12,495	12,353	11,624	9,503
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	626	655	249	△1,319
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	470	415	132	△1,425
純 資 産 (百万円)	8,440	8,691	8,712	7,023
総 資 産 (百万円)	12,683	12,764	12,955	11,642
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	95.55	84.71	27.11	△294.94
1株当たり純資産額 (円)	1,720.46	1,782.77	1,789.48	1,469.41

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第78期(2019年3月期)の期首から適用しており、第77期(2018年3月期)の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ルナ株式会社	60,000千円	100.0%	毛皮・宝飾商品の企画販売
東京ファッションプランニング株式会社	48,720千円	100.0%	物流業務受託事業・デザイン企画事業
株式会社グローリー	35,200千円	100.0%	洋傘・パラソル等の製造、加工、販売
エクセレントスタッフ株式会社	26,000千円	100.0%	販売業務の業務請負等
A. F. C. ASIA LIMITED	1,000千香港\$	100.0%	貿易業

② その他

主要な技術提携先として、下記の各社との間に、商標使用权の取得及びデザイン複製品の製造販売に関する契約を結んでおります。

ザ・ポロ・ローレン・カンパニー・エルピー (ポロラルフローレン)

伊藤忠商事株式会社 (ランバン、ミラ・ショーン、フルラ)

三共生興株式会社 (ダックス)

株式会社三陽商会 (マッキントッシュフィロソフィー)

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社5社及び在外子会社A. F. C. ASIA LIMITEDが出資している子会社1社で構成され、洋傘、洋品、毛皮、レザー、宝飾品、帽子などのアクセントファッション商品の企画、輸入、製造、仕入、販売等を主な事業内容としております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

ムーンバット株式会社	本社(京都市)・東京本部(東京都)・東京支店(東京都)・東京支店札幌営業所(札幌市)・名古屋支店(名古屋市)・大阪支店(大阪市)・福岡支店(福岡市)
ルナ株式会社	本社(東京都)
東京ファッションプランニング株式会社	本社(京都市)・東部物流センター(埼玉県上尾市)
株式会社グローリー	本社(京都市)・工場(京都府南丹市)
エクセレントスタッフ株式会社	本社(大阪市)・東京支店(東京都)
A. F. C. ASIA LIMITED	本社(香港)・駐在員事務所(上海・厦門)

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
251 (473) 名	△7 (△18) 名

(注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。  
2. パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184 (20) 名	△5 (△1) 名	38.6歳	14.6年

(注) 1. 従業員数は就業人員を記載しており、当社外への出向者は含んでおりません。  
2. パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	587,750
株式会社京都銀行	374,995
株式会社三菱UFJ銀行	325,010
京都中央信用金庫	150,000

## 2. 会社の株式に関する事項(2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,780,040株(自己株式561,693株を除く)
- (3) 株主数 2,435名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 ニ ー ド	736	15.41
八 木 通 商 株 式 会 社	376	7.87
ム ー ン バ ッ ト 持 株 共 栄 会	254	5.32
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	232	4.85
河 野 正 行	210	4.39
株 式 会 社 京 都 銀 行	170	3.55
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	160	3.35
京 都 中 央 信 用 金 庫	146	3.06
岡 本 緑	115	2.42
ム ー ン バ ッ ト 役 員 持 株 会	109	2.28

(注) 1. 当社は、自己株式を561,693株保有しておりますが、上記大株主からは除外してあります。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長 執行役員	中村卓司	
取締役 専務執行役員	武内敏和	事業本部長 A. F. C. ASIA LIMITED 代表取締役 上海慕恩巴特商贸有限公司 董事長
取締役 常務執行役員	杉岡善秀	東京支店長
取締役 常務執行役員	山田隆二	管理本部長（兼）リスク管理・コンプライアンス担当
取締 執行役員	鎌田尚	事業本部 副本部長 事業本部 パラソル・洋傘事業部長 事業本部 洋品事業部長
取締 執行役員	藪内康彦	経営企画・リスク管理室担当 関係会社管理部門 担当 事業本部 事業戦略部担当
取締 役 （監査等委員・常勤）	大道晃	
取締 役 （監査等委員）	郷田紀明	郷田公認会計士事務所 代表 税理士法人朝日新和会計事務所 代表社員
取締 役 （監査等委員）	安川文夫	安川文夫公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）郷田紀明氏及び安川文夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の大道晃氏及び郷田紀明氏、安川文夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員・常勤）大道晃氏は、当社グループにおいて豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
  - ・取締役（監査等委員）郷田紀明氏及び安川文夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実に図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、大道晃氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	6名 (一)	112百万円 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2)	24百万円 (11)
合 計 （うち社外取締役）	9名 (2)	136百万円 (11)

- (注) 1. 当事業年度末現在の役員の員数は、取締役（監査等委員を除く。）6名、取締役（監査等委員）3名（うち、社外取締役2名）であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第75回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）について年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員）郷田紀明

イ. 郷田公認会計士事務所の代表及び税理士法人朝日新和会計事務所の代表社員であります。なお、郷田公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。また、税理士法人朝日新和会計事務所は、当社の顧問税理士法人であります。

ロ. 当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。  
また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

② 取締役（監査等委員）安川文夫

イ. 安川文夫公認会計士事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。また、2020年3月31日まで公立大学法人兵庫県立大学 監事(非常勤)でありました。なお、同大学と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。  
また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

### ① 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬額	27,600千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

② 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、剰余金の配当につきましては連結配当性向30%程度を目処とし、継続的・安定的に実施できるよう努めてまいります。

今後も、中長期的な視点に立って、新事業の開発を含めた成長が見込まれる分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

なお、当期末配当につきましては、株主総会決議事項といたします。

当期の配当金につきましては、期末配当金を1株当たり30円とする予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>I 流動資産</b>	<b>6,618,772</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>3,578,614</b>
現金及び預金	1,082,244	支払手形及び買掛金	685,849
受取手形及び売掛金	1,963,917	電子記録債務	451,304
商品及び製品	3,155,071	短期借入金	1,765,932
仕掛品	6,758	リース債務	86,032
原材料及び貯蔵品	49,424	未払金	129,996
前渡金	104,527	未払費用	94,470
前払費用	57,136	未払法人税等	21,033
その他	211,692	未払消費税等	45,675
貸倒引当金	△12,000	賞与引当金	29,053
<b>II 固定資産</b>	<b>5,023,962</b>	返品調整引当金	155,300
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>3,413,085</b>	その他	113,965
建物及び構築物	1,049,007	<b>II 固定負債</b>	<b>1,040,273</b>
機械装置及び運搬具	3,637	長期借入金	353,823
工具器具備品	53,882	リース債務	269,615
土地	2,230,785	退職給付に係る負債	390,817
リース資産	75,772	その他	26,017
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>591,789</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,618,887</b>
ソフトウェア	3,694	(純資産の部)	
のれん	88,836	<b>I 株主資本</b>	<b>6,977,315</b>
借地権	211,740	<b>1. 資本金</b>	<b>3,339,794</b>
リース資産	277,976	<b>2. 資本剰余金</b>	<b>1,041,407</b>
その他	9,541	<b>3. 利益剰余金</b>	<b>3,117,700</b>
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>1,019,086</b>	<b>4. 自己株式</b>	<b>△521,586</b>
投資有価証券	228,567	<b>II その他の包括利益累計額</b>	<b>46,531</b>
長期貸付金	5,587	<b>1. その他有価証券評価差額金</b>	<b>2,894</b>
投資不動産	526,044	<b>2. 繰延ヘッジ損益</b>	<b>26,420</b>
敷金	172,449	<b>3. 為替換算調整勘定</b>	<b>13,249</b>
繰延税金資産	71,062	<b>4. 退職給付に係る調整累計額</b>	<b>3,967</b>
その他	43,825	<b>純資産合計</b>	<b>7,023,847</b>
貸倒引当金	△28,449	<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,642,735</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,642,735</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

（ 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,503,917
売 上 原 価		6,489,662
売 上 総 利 益		3,014,255
販売費及び一般管理費		4,472,168
営 業 損 失		△1,457,913
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	6,278	
為替差益	71,774	
不動産賃貸料	59,024	
売掛金回収差額	32,778	
その他	9,708	179,565
営 業 外 費 用		
支払利息	5,728	
不動産賃貸原価	31,237	
その他	4,488	41,455
経 常 損 失		△1,319,803
税金等調整前当期純損失		△1,319,803
法人税、住民税及び事業税	50,275	
法人税等調整額	55,194	105,469
当 期 純 損 失		△1,425,272
非支配株主に帰属する 当期純損失		-
親会社株主に帰属する 当期純損失		△1,425,272

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>I 流動資産</b>	<b>5,985,146</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>3,617,699</b>
現金及び預金	664,096	支払手形	18,450
受取手形	29,620	電子記録債務	482,665
売掛金	1,864,875	買掛金	585,632
商品	3,124,618	短期借入金	1,845,000
前渡金	75,849	1年内返済予定の長期借入金	65,932
前払費用	55,149	リース債務	71,042
その他	180,937	未払金	190,985
貸倒引当金	△10,000	未払費用	55,914
<b>II 固定資産</b>	<b>5,327,746</b>	未払法人税等	18,505
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>3,304,998</b>	賞与引当金	22,000
建物	999,349	返品調整引当金	155,300
構築物	2,549	その他	106,270
機械装置	3,044	<b>II 固定負債</b>	<b>993,026</b>
工具器具備品	51,782	長期借入金	353,823
土地	2,197,145	リース債務	259,704
リース資産	51,125	退職給付引当金	352,499
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>480,189</b>	預り保証金	26,998
ソフトウェア	2,559	<b>負債合計</b>	<b>4,610,725</b>
電話加入権	8,381	(純資産の部)	
借地権	190,977	<b>I 株主資本</b>	<b>6,672,853</b>
リース資産	277,861	<b>1. 資本金</b>	<b>3,339,794</b>
施設利用権	410	<b>2. 資本剰余金</b>	<b>1,039,578</b>
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>1,542,559</b>	資本準備金	1,039,578
投資有価証券	228,567	<b>3. 利益剰余金</b>	<b>2,815,067</b>
関係会社株式	492,158	その他利益剰余金	2,815,067
従業員長期貸付金	5,072	圧縮記帳積立金	24,258
投資不動産	593,453	繰越利益剰余金	2,790,809
敷金	172,449	<b>4. 自己株式</b>	<b>△521,586</b>
破産更生債権等	31,365	<b>II 評価・換算差額等</b>	<b>29,314</b>
繰延税金資産	45,055	<b>1. その他有価証券評価差額金</b>	<b>2,894</b>
その他	2,579	<b>2. 繰延ヘッジ損益</b>	<b>26,420</b>
貸倒引当金	△28,142	<b>純資産合計</b>	<b>6,702,167</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,312,893</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,312,893</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

（ 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,005,295
売 上 原 価		6,551,398
売 上 総 利 益		2,453,896
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,045,741
営 業 損 失		△1,591,844
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	75,523	
為 替 差 益	74,100	
そ の 他	122,987	279,577
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,920	
そ の 他	41,126	47,046
経 常 損 失		△1,359,314
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,359,314
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,257	
法 人 税 等 調 整 額	31,359	41,616
当 期 純 損 失		△1,400,930

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

ムーンバット株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹 田 雅 司 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ムーンバット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

ムーンバット株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹 田 雅 司 ㊟

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

ムーンバット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 大道 晃 ㊟

監査等委員 郷田 紀明 ㊟

監査等委員 安川 文夫 ㊟

(注) 監査等委員郷田紀明及び安川文夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。

第79期の期末配当につきましては、事業環境の悪化等に伴う売上高減少の中ではありますが、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円といたします。  
なお、この場合の配当総額は143,401,200円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

新型コロナウイルス感染拡大を起因とする景気悪化及び消費動向の変化等により将来予測が困難な状況となっております。当社は、機動的かつ柔軟な資本政策の展開を可能とすることにより、企業価値の向上を図ることを目的とし、資本金及び資本準備金の額の減少を行いたく存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であるため、当社の純資産額にも変更はなく、1株当たり純資産額に変動を生じるものではございません。

### 1. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2020年3月31日現在の資本金の額3,339,794,720円のうち2,339,794,720円を減少し、資本金の額を1,000,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2020年8月31日

### 2. 資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2020年3月31日現在の資本準備金の額1,039,578,151円のうち789,578,151円を減少し、資本準備金の額を250,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2020年8月31日



**第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件**

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）6名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう3名減員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	なかむら たかし 中村卓司 (1954年12月17日生)	2005年6月 株式会社三井住友銀行 大阪本店営業第一部長 2007年6月 エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社 執行役員 投資第二本部 副本部長 2008年10月 大和SMB Cキャピタル株式会社 執行役員 事業投資第一部長 2010年5月 当社入社、専務執行役員 社長補佐 2010年6月 当社取締役 2010年10月 当社事業本部統括 2012年4月 当社代表取締役 社長執行役員 2015年6月 当社代表取締役 会長兼社長執行役員(現任) 2020年4月 当社事業本部長(現任)	51,980株
〈取締役候補者とした理由〉 2010年に当社入社後、業務全般を経験し、2012年の代表取締役社長執行役員に就任以降、8年にわたりトップとして経営を牽引しており、豊富な経験と実績とともに優れた経営執行能力を有しております。当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	かま だ ひさし 鎌 田 尚 (1965年12月11日生)	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社第二事業本部 洋傘事業部長 2012年2月 当社事業本部 副本部長 2013年10月 当社事業本部 洋品事業部長 2014年10月 当社事業本部 パラソル・洋傘事業部長 2016年6月 当社執行役員(現任) 2016年10月 当社事業本部 副本部長 2017年4月 当社事業本部 事業戦略部担当 2017年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 当社事業本部 副本部長(現任) 当社事業本部 洋品事業部長 2020年4月 当社事業本部 百貨店事業部長(現任) 当社事業本部 直営店開発事業部長(現任)	3,361株
(取締役候補者とした理由) 2004年4月より洋傘事業部長や洋品事業部長、2017年4月より事業戦略部担当等を歴任し、当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じ豊富な経験と実績を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	やぶ うち やす ひこ 藪 内 康 彦 (1958年9月15日生)	1981年4月 当社入社 2000年4月 当社第二事業本部 帽子事業部長 2007年10月 当社品質管理室長 2009年4月 当社経営企画・リスク管理室ヘッド 2012年4月 当社経営企画・リスク管理室長 2017年6月 当社執行役員(現任) 2018年7月 当社経営企画・リスク管理室担当(現任) 当社関係会社管理部門担当 2019年4月 当社経営企画・リスク管理室長(現任) 当社事業本部 事業戦略部担当 当社品質管理室長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	3,302株
(取締役候補者とした理由) 当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じた経験と実績に加え、2012年4月より経営企画・リスク管理室長として経営全般に関する業務執行等、豊富な経験と実績を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
※1	やまだりゅうじ 山田隆二 (1962年3月30日生)	2004年8月 株式会社三井住友銀行 八王子法人営業部 部長 2005年10月 当社へ出向、当社経営企画室ヘッド 2006年10月 当社経営企画室長 2012年4月 当社執行役員 管理本部長(現任) 当社リスク管理・コンプライアンス担当(現任) 2013年4月 当社入社 2013年6月 当社取締役(現任) 2018年6月 当社常務執行役員(現任)	7,711株
	<p>〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉                      当社グループにおいて豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。2012年4月より管理本部長として管理部門を統括しており、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、新たに監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>		
2	ごうだのりあき 郷田紀明 (1940年11月3日生)	1969年7月 監査法人大和会計事務所入所 1970年7月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1988年5月 同監査法人代表社員 2006年6月 同監査法人退職 2006年7月 郷田公認会計士事務所開業 同事務所代表(現任) 2006年8月 朝日新和税理士法人(現税理士法人朝日新和会計事務所)設立 同法人代表社員(現任) 2008年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 郷田公認会計士事務所 代表 税理士法人朝日新和会計事務所 代表社員	8,724株
	<p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由〉                      公認会計士・税理士としての専門的見地から豊富な経験と経営に関する高い見識を有しております。また、監査経験も豊富であり、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	やすかわ ふみお 安川 文夫 (1948年7月10日生)	1975年9月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1999年8月 同監査法人代表社員 2011年6月 同監査法人退職 安川文夫公認会計士事務所開業 同事務所所長(現任) 2015年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 安川文夫公認会計士事務所 所長	1,673株
<p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由〉 公認会計士・税理士としての専門的見地から豊富な経験と経営に関する高い見識を有しております。また、監査経験も豊富であり、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 郷田紀明氏及び安川文夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 郷田紀明氏及び安川文夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって、郷田紀明氏が社外取締役として5年、監査等委員である社外取締役として4年、安川文夫氏が監査等委員である社外取締役として4年となります。なお、両氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
5. 当社は、郷田紀明氏及び安川文夫氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は改めて両氏を独立役員として指定する予定であります。
6. 当社は、郷田紀明氏及び安川文夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 両氏が選任された場合には、当社は両氏との間で同内容の契約を改めて締結する予定であります。

**第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

2018年6月27日開催の第77回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任された男澤才樹氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
おとこざわ さいき 男澤才樹 (1962年10月15日生)	1996年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 中山慈夫法律事務所入所 2005年4月 中山・男澤法律事務所に改称(パートナー就任) 現在に至る 2013年4月～2016年3月 最高裁判所司法研修所教官(民事弁護)	0株
<p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由)</p> <p>長年にわたり弁護士として培われた高度な専門的知識を、監査等委員である社外取締役に就任された場合に、当社の監査等に活かすことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 男澤才樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 男澤才樹氏が、監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以 上

## 「新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ」

当社第79回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について、次のとおりご案内いたしますとともに株主の皆様へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 株主の皆様へのお願い

- (1) 株主総会へのご出席のご検討にあたっては、株主総会開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の見合わせも含め、ご検討くださいますようお願い申し上げます。基礎疾患のある方、妊娠されている方、ご高齢の方は特段のご留意をいただきますようお願い申し上げます。
- (2) 議決権につきましては、書面による事前行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

### 2. ご来場される株主様へのお願い

- (1) ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用についてご協力をお願い申し上げます。
- (2) 総会会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。充分なお席が確保できない可能性がございますので、万が一満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 当社の対応について

- (1) 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- (2) 受付及び各所にアルコール消毒液をご用意いたします。
- (3) ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 本年から、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただくこととなりました。
- (5) 例年、総会会場の隣の部屋にて秋冬物新作商品の一部を展示いたしておりましたが、本総会におきましては中止とさせていただきます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.moonbat.co.jp>) にてお知らせいたします。

## 株主総会会場ご案内図



- 会 場 京都市下京区室町通四條南入鶏鉾町493番地  
 ムーンバット株式会社 本社 2階ホール
- 交通機関 京都市営地下鉄烏丸線「四條駅」下車  
 京都市営バス「四條烏丸」下車  
 阪急京都線「烏丸駅」下車

◎駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。